

特許攻防 p122～130

侵害主張に対する抗弁 p122

1 効力の制限 (69条)

- (1) 試験研究のため
- (2) 日本国内を通過
- (3) 出願時からあるもの
- (4) 調剤行為

2 先使用権(79条)

3 無効の抗弁(104条の3)

4 特許権の消尽 最三判 090701

BBS 並行輸入消尽：並行輸入に対する差止請求 特許権の国際消尽

我が国の特許権者又はこれと同視し得る者が国外において当該特許発明に係る製品を譲渡した場合においては、その後の転得者に対しては、当該製品について我が国において特許権に基づき差止請求権損害賠償請求権等を行行使することは、次の場合を除きできない

- 1 特許権者は、譲受人に対しては当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨を譲受人との間で合意した場合
- 2 譲受人との間で右旨を合意した上当該製品にこれを明確に表示した場合

(特許権の効力が及ばない範囲)

第六十九条 特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。

2 特許権の効力は、次に掲げる物には、及ばない。

- 一 単に日本国内を通過するに過ぎない船舶若しくは航空機又はこれらに使用する機械、器具、装置その他の物
- 二 特許出願の時から日本国内にある物

3 二以上の医薬（人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物をいう。以下この項において同じ。）を混合することにより製造されるべき医薬の発明又は二以上の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明に係る特許権の効力は、医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する行為及び医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する医薬には、及ばない。

(先使用による通常実施権)

第七十九条 特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得して、特許出願の際現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する。

(特許権者等の権利行使の制限)

第一百四条之三 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により又は当該特許権の存続期間の延長登録が延長登録無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない。